

苫小牧市新型コロナウイルス対策融資信用保証料補給 Q&A

(2021.7.14更新)

Q1. どのような事業者を対象とする事業か。

A1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者が、金融機関の借入を行った際に発生した信用保証料について、負担の全部または一部を軽減するものです。(上限10万円)

※借入の際に信用保証を付けるか否かは、金融機関の判断によります。

Q2. 補給対象となる信用保証料をわかりやすく示してほしい。

Q2. 補給対象となる信用保証料は、下記のとおりとなります。

中小・小規模事業者が、令和3年4月1日以降に「セーフティネット保証4号」「セーフティネット保証5号」「危機関連保証」いずれかの認定を受け運転資金を借り入れた際に発生した、下記に定めるもの

①金融機関が独自に実施している、新型コロナウイルスによる影響を起因とする融資を受けた際に支払った信用保証料

②市又は北海道が実施している制度融資を受けた際に支払った信用保証料
(市の制度融資は中小企業振興資金のみ対象)

※対象外となる融資 (要綱第6条抜粋)

- ・設備資金等、運転資金以外の用途のもの
- ・苫小牧市小規模企業経営改善資金

Q3. 第1弾（令和2年4月～12月）に実施した保証料補給制度との違いは何か。

A3. 第2弾では対象事業者について、下記①、②のとおり変更しております。

- ①「小規模事業者」から「中小事業者」（資本金額10億円未満の事業者、資本金がない場合は従業員2,000人未満の事業者）へ変更（拡大）
- ②「セーフティネット保証4号」「セーフティネット保証5号」「危機関連保証」いずれかの認定を受けた中小・小規模事業者が運転資金を借入れた際に発生し、北海道信用保証協会へ支払った信用保証料

また、第1弾では北海道の制度融資において、保証料補給制度のあるものは対象外としておりましたが、今回の第2弾では対象に含めております。

Q4. 小規模事業者とは？

A4. 中小企業基本法第2条第1項において「おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。」と示されております。

※同法では「小規模事業者」を「小規模企業者」と表記しておりますが、いずれも同じ意味で解釈されております。

Q5. 「セーフティネット4号保証、5号保証」及び「危機関連保証」の認定はどこで行っているのか。

A5. 苫小牧市商業振興課（当面の執務室は市役所本庁9F）で行っております。
なお、危機関連保証については、市制度融資との併用はできませんのでご注意ください。

Q6. なぜ市の制度融資と、危機関連保証付の組み合わせは認められないのか。

A6. 市の制度融資は、国が定める危機関連保証の全国統一保証制度には該当しませんので、対象外となります。(国より通達あり)

Q7. 申請時に「セーフティネット4号保証」「5号保証」「危機関連保証」いずれかの認定書のコピーは必要か。

A7. お手数ですが申請時に添付願います。もしお手元にはない場合は市までご相談ください。

Q8. 市の小規模企業経営改善資金、中小企業振興資金は補給対象となるのか。

A8. 小規模企業経営改善資金については、信用保証料を最大30万円補給する既存制度があるため、要綱第6条で対象外と定めております。中小企業振興資金については、条件を満たせば(危機関連保証付は除く)補給対象となります。

Q9. 小規模企業経営改善資金を利用したものの、当資金の補給制度の対象にならない事業者(従業員数オーバー、追加融資等)は、本事業の補給対象となるか。

A9. 小規模企業経営改善資金については、要綱第6条で本補給金の対象外となっておりますので、ご了承ください。

Q10. 道の制度融資は補給対象となるのか。

A10. 道の制度融資につきましても、信用保証料の支払いが発生する融資について補給対象としております。

Q11. 設備資金は対象外なのか。

A11. 対象外となります。

Q12. 補給は10万円を限度とあるが、複数回の融資を受けた場合、複数回の補給申請をしてもよいか。またその場合、年間の補給上限が10万円ということか。

A12. 1融資あたりの補給上限が10万円であり、年間の補給額上限というものではありません。ただし、補給条件を満たした融資であれば、1事業者が複数回の補給申請を行っても構いません。

例：令和3年4月にセーフティネット4号保証の認定をもとに、道の制度融資を活用。11万円の信用保証料発生 →10万円の補給申請
その後、令和3年6月にセーフティネット5号保証をもとに、市の中小企業振興資金を活用。8万円の信用保証料発生 →8万円の補給申請

Q13. 市の予算を超える申請があった場合は？

A13. 予算を超える申請があった場合、申請期間を短縮し終了することとなります。短縮する際は別途お知らせいたします。

Q14. 保証料補給にあたり、金融機関がすべきことは。

A14. 保証料補給申請のためには、金融機関が発行する「新型コロナウイルス対策融資実行通知書」（要綱第8条、様式第2号）及び、「セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証いずれかの複写」が必要になりますので、ご協力をお願いします。

Q15. 保証料補給申請にあたり、必要な書類は何か。

- A15. ①新型コロナウイルス対策融資信用保証料補給金交付申請書
（様式第1号）
②新型コロナウイルス対策融資実行通知書（様式第2号、金融機関発行）
③「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」または「信用保証書（金融機関宛）」の複写（いずれも信用保証協会が発行するもの）
④苫小牧市が令和3年4月1日以降に認定した「セーフティネット保証4号保証」「セーフティネット保証5号保証」「危機関連保証」いずれかの複写（お手元にない場合はご相談ください）

以上の4点になります。（要綱第8条関係）

Q16. 金融機関は補給申請書を取りまとめる必要があるのか？

A16. Q14 で記載の書類一式について、まとめて補給申請者（事業者）または各金融機関からご提出いただければと考えております。

Q17. 補給申請書の提出期限は？

A17. 原則、融資実行月の翌月10日まで（土日祝日の場合はその前営業日）の提出をお願いします。なお、本事業は令和4年1月31日までに実行した融資を対象としております。また、最終提出（申請）期限は令和4年2月28日までとさせていただきますので、ご協力の程よろしくをお願いします。

Q18. 申請から入金までどのくらいかかるか？

A18. 融資実行の翌月10日までに市へ申請いただいた場合、書類不備等がなければ、融資実行日の翌々月の最初の金融機関営業日に入金をさせていただきます。

- 例：①令和3年4月15日に融資実行（金融機関）
②令和3年5月10日に市へ補給申請（事業者又は金融機関）
③令和3年6月1日に指定のあった口座へ入金（市→事業者）

Q19. 対象とならない業種は？

A19. 下記について対象外としております。

- ①代表者又は役員に苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年苫小牧市条例第33号。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者又は同条例第12条の規定に該当する者
- ②法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- ④宗教上の組織又は団体
- ⑤政治団体
- ⑥本事業の趣旨、目的に照らして市長が適当でないと判断する者

（2021.7.14追加）

Q20. 本補給制度の対象となる融資を受けたが、過去の融資を繰上げ返済したことにより、北海道信用保証協会から3万円の信用保証料の返戻があり、新たに発生した信用保証料10万円と相殺され、北海道信用保証協会へ7万円の信用保証料を支払った。この場合、相殺前の信用保証料10万円と相殺後の信用保証料7万円、どちらの信用保証料が市の補給対象となるか。

A20. 本制度の補給対象となる信用保証料は、過去の融資に関わらず、要綱第5条に該当した融資において発生した信用保証料となります。よって本例につきましては、北海道信用保証協会による信用保証料の相殺があった場合でも、相殺前の信用保証料10万円が本制度の補給対象となります。